

令和4年（行ウ）第22号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 江本浩二 ほか58名

被告 沼津市長 頼重秀一

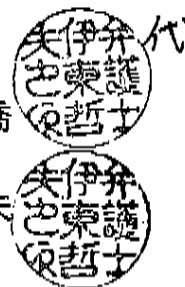
令和7年7月1日

### 第5準備書面

静岡地方裁判所民事第2部合議C係御中

被告訴訟代理人 弁護士 内田文喬

被告訴訟代理人 弁護士 伊東哲夫



静岡県環境影響評価条例における「変更の事業」の根拠について以下のとおり、補足する。

- 1 本件における新中間処理施設整備事業については、静岡県の担当課である静岡県くらし・環境部環境局生活環境課から、令和4年1月に、静岡県環境影響評価条例の適用の有無について、「変更の事業」であるため、同条例の適用がないとの回答を得ているところ、同「変更の事業」と「設置の事業」について、どのような基準で判断しているか、同課にとり合わせたところ、乙10号証のとおり回答を得た。
- 2 同回答によると、同条例の中にある『「変更」という言葉の定義はなく』、『環境影響評価は、「建物そのものに対する個別の評価」ではなく、「当該事業にともなう環境への影響がどのように及ぶかという面的な評価」であるという趣旨を踏まえ』、本件については、『事業計画や配置図に基づき、老朽化した施設の建替えである』『既存施設がある一連の事業用地であると認められることなど』から「変更の事業」と判断したとあり、建物そのものを個別に評価するのではなく、事業を面的に評価するという判断手法は、事業が及ぼす環境

的な影響を事前に調べ環境悪化を防止するという当該条例の趣旨にも則しており、当該判断は、適法かつ合理的であると評価できる。

以上